

西宮市自主防災会等リーダー育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市自主防災会等リーダー育成事業補助金（以下「本補助金」という。）について、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年西宮市規則第81号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市内の自主防災会、自治会、もしくは各種学校に所属し地域の防災活動を積極的に推進する意志を有する者が、防災士の資格取得を前提とした教育課程を受講する場合に、それに掛かる費用に対して予算の範囲内で補助金を交付することにより、優れた防災スキルを有する自主防災会等のリーダーを育成するとともに、もって地域防災力の向上に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 自主防災会、自治会、もしくは各種学校の長から推薦を受けること
- (2) 第4条の各号の規定する教育課程を受講後に、防災士の資格取得試験を受験すること
- (3) 推薦を受けた自主防災会等や居住地での防災活動の活性化に努めるとともに、本市から防災関連事業への協力依頼があった場合には、可能な範囲で引き受けること
- (4) 防災士資格試験に合格した場合には、市長が氏名等を公に開示することに同意すること

2 本補助金は、同一の補助対象者につき1回限りとする。

(補助対象内容)

第4条 本補助金の交付対象となる内容は、以下の各号のいずれかの教育課程の受講とする。

- (1) 兵庫県が行う「ひょうご防災リーダー講座」
- (2) 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した研修機関が行う「防災士研修講座」

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付対象となる経費は、前条の各号の教育課程の受講に要する経費とし、次の各号に規定するものとする。ただし、申請年度に支払ったものに限る。

- (1) 前条第1号を受講する場合
 - ア 教材・教科書等
 - イ 資格取得試験の受験料

ウ 特定非営利法人日本防災士機構への登録料

エ 交通費。ただし、補助対象者が当該講座の受講終了までにその居住地から最寄りの公共交通機関を利用して受講場所へ移動するのに掛かる料金のうち最少金額とする

(2) 前条第2号を受講する場合

ア 研修受講料

イ 資格取得試験の受験料

ウ 特定非営利法人日本防災士機構への登録料

エ 交通費。ただし、補助対象者が当該講座の受講終了までにその居住地から最寄りの公共交通機関を利用して受講場所へ移動するのに掛かる料金のうち最少金額とする

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第4条第1号に規定する教育課程を受講する場合は、前条第1号に規定する経費の合計額かつ予算の範囲内とする。ただし、前条第1号のエに規定する交通費は、五千円を限度とする。

2 第4条第2号に規定する教育課程を受講する場合は、前条第2号に規定する経費のうち、アの研修受講料（消費税相当額を除く）の13.5%の額とイ、ウ、エの合計額かつ予算の範囲内とする。ただし、前条第2号のエに規定する交通費は、千八百円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める期間内に西宮市自主防災会等リーダー育成事業補助金申請書兼推薦書を市長に提出しなければならない。

(1) 第4条第1号を受講する場合は、開講日の4週間前の日から閉講日又はその年度末日のいずれか早い日まで

(2) 第4条第2号を受講する場合は、開講日の4週間前の日から閉講日又はその年度末日のいずれか早い日まで

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに当該書類を審査するものとし、本補助金の交付を決定したときは西宮市自主防災会等リーダー育成事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査により本補助金を交付しないことを決定したときは、西宮市自主防災会等リーダー育成事業補助金不交付決定通知書により通知するものとする。

(補助対象経費の変更)

第9条 申請者は、本補助金の交付の決定後において補助対象経費に変更を要し、補

助金の額に変更が生じるときは、西宮市自主防災会等リーダー育成事業補助金変更申請書に当該変更に係る書面を添えて、市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請があった場合は、前条の規定を準用する。

(補助金申請の取り止め)

第10条 申請者は、第8条第1項の規定による交付の通知のあった日以後において、第3条第1項の各号に規定する内容についていずれか該当しなくなった場合には、西宮市自主防災会等リーダー育成事業補助金申請取り止め届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する取り止め届を受理したときは、第5条に規定する補助金の交付を行わないものとする。

(実績報告)

第11条 申請者のうち第4条第1号に規定する教育課程を受講した者は、閉講日から3週間以内又は当該補助金の交付決定があった日の属する年度末日のいずれか早い日に、西宮市自主防災会等リーダー育成事業補助金実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) ひょうご防災リーダー講座修了証明書の写し

(2) 第5条第1号に規定する補助対象経費（交通費は除く）の支払いを証する書類の原本

2 申請者のうち第4条第2号に規定する教育課程を受講した者は、閉講日から3週間以内又は当該補助金の交付決定があった日の属する年度末日のいずれか早い日までに、西宮市自主防災会等リーダー育成事業補助金実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 防災士の資格取得試験の合否通知の写し

(2) 第5条第2号に規定する補助対象経費（交通費は除く）の支払いを証する書類の原本

3 市長は、前項に規定する実績報告書を受理し交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金額を確定し西宮市自主防災会等リーダー育成事業補助金確定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 申請者は、前条第3項の通知を受けたときは、西宮市自主防災会等リーダー育成事業補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の請求があったときは、申請者に本補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) その他本要綱に定める各条項の規定に従わないとき

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により本補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を支払っているときは、期限を定め、西宮市自主防災会等リーダー育成事業補助金返還命令書によってその返還を命ずるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定める申請書その他の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年9月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。